

佐世保工業高等専門学校事務分掌規程

(平成19年7月1日制定)

(趣旨)

第1条 この規程は、佐世保工業高等専門学校事務組織規程第12条の規定に基づき、総務課及び学生課の事務分掌について、次のとおり定める。

(総務課)

第2条 総務課に、課長補佐(総務担当)、課長補佐(財務担当)及び次の係を置く。

- 一 総務企画係
- 二 人事係
- 三 情報サービス係
- 四 経理係
- 五 契約係
- 六 施設係

(課長補佐(総務担当))

第3条 課長補佐(総務担当)は、次の事務をつかさどる。

- 一 総務課総務企画係、人事係及び情報サービス係(以下「総務系」という。)の事務の総括及び連絡調整に関すること。
- 二 将来構想の企画・立案に関すること。
- 三 中期目標、中期計画及び年度計画の策定・評価に関すること。
- 四 訴訟に関すること。
- 五 国際交流の総括に関すること。
- 六 日本技術者教育認定制度、機関別認証評価及び外部評価の事務に関すること。
- 七 その他総務課総務系の所掌事務のうち、特に重要な事務に関すること。

(課長補佐(財務担当))

第4条 課長補佐(財務担当)は、次の事務をつかさどる。

- 一 総務課経理係、契約係及び施設係(以下「財務系」という。)の事務の総括及び連絡調整に関すること。
- 二 概算要求等に関すること。
- 三 会計の監査に関すること。
- 四 財務会計決議書等の照査に関すること。
- 五 営繕工事の検査に関すること。
- 六 財務系の各種統計調査に関すること。
- 七 環境マネジメントに関すること。
- 八 その他総務課財務系の所掌事務のうち、特に重要な事務に関すること(図書の総括を含む)。

(総務企画係)

第5条 総務企画係は、次の事務をつかさどる。

- 一 本校の事務の総括及び連絡調整に関すること。
- 二 儀式、その他諸行事に関すること。
- 三 会議に関すること（他の課、係の所掌に属するものを除く。）。
- 四 公印の管守に関すること。
- 五 文書及び郵便物の接受並びに発送に関すること。
- 六 他の係に属しない調査・報告に関すること。
- 七 学則等の制定及び改廃に関すること。
- 八 情報公開に関すること。
- 九 個人情報保護に関すること。
- 十 校内の警備取締に関すること。
- 十一 広報に関すること。
- 十二 インターンシップ学生の受入れに関すること。
- 十三 産学官・地域連携事業に関すること（経理に関するものを除く。）。
- 十四 公開講座、出前授業等に関すること。
- 十五 工業所有権等の知的財産権に関すること。
- 十六 競争的資金、外部資金等の獲得支援、受入・報告に関すること（国際交流に関するものを除く。）。
- 十七 内地研究員、在外研究員等に関すること。
- 十八 地域共同テクノセンターの事務に関すること。
- 十九 その他他の課、係に属しない事項に関すること。

（人事係）

第6条 人事係は、次の事務をつかさどる。

- 一 教職員の人事管理及び雇用(社会保険・労働保険等)に関すること。
- 二 教職員の任免、給与（計算及び支給）、服務、兼業等に関すること。
- 三 教職員の退職手当に関すること。
- 四 教職員の労働時間及び休暇に関すること。
- 五 教職員の賞罰に関すること。
- 六 共済組合に関すること。
- 七 教職員の福祉及び災害補償に関すること。
- 八 教職員の労働安全衛生に関すること（施設係所掌に関するものを除く。）。
- 九 教職員の出張及び研修に関すること（経理に関するものを除く。）。
- 十 栄典、表彰に関すること。
- 十一 その他人事に関すること。

（情報サービス係）

第7条 情報サービス係は、次の事務をつかさどる。

- 一 事務情報化の企画・立案に関すること。
- 二 事務情報に係る連絡調整及び助言・指導に関すること。
- 三 WEB（ホームページ及びグループウェア）の管理、運用に関すること。
- 四 情報セキュリティに関すること。

- 五 ソフトウェアの管理に関する事。
- 六 教育データベースの整備に関する事。
- 七 その他事務情報に関する事。

(経理係)

第8条 経理係は、次の事務をつかさどる。

- 一 予算及び決算に関する事。
- 二 会計の諸規程に関する事。
- 三 資産に関する事。
- 四 宿舎に関する事。
- 五 収入及び支出に関する事。
- 六 現金及び有価証券に関する事。
- 七 旅費の計算及び支給に関する事。
- 八 競争的資金、外部資金等の経理に関する事。
- 九 入札業務に関する事。
- 十 機構損害保険に関する事。
- 十一 その他経理に関する事。

(契約係)

第9条 契約係は、次の事務をつかさどる。

- 一 固定資産、備品、消耗品、役務、修理等の調達に関する事。
- 二 物品の管理（登録・処分等）に関する事。
- 三 共用車の管理に関する事。
- 四 寄贈物品等の受入れに関する事。
- 五 図書の受入れ、収集、整理及び管理に関する事。
- 六 図書の貸出、閲覧及び案内に関する事。
- 七 図書館間の相互協力（貸借、文献複写等）に関する事。
- 八 図書の統計調査に関する事。
- 九 図書委員会に関する事。
- 十 研究報告に関する事。
- 十一 構内の清掃に関する事。
- 十二 その他契約及び図書館に関する事。

(施設係)

第10条 施設係は、次の事務をつかさどる。

- 一 施設整備の計画に関する事。
- 二 営繕工事の設計、施工及び検査に関する事。
- 三 営繕工事の契約に関する事。
- 四 土地、建物、工作物等の維持保全に関する事。
- 五 施設マネジメントに関する事。
- 六 光熱水料（契約以外）に関する事。
- 七 安全管理に関する事。

- 八 防火・防災に関すること。
- 九 その他施設に関すること。

(学生課)

第11条 学生課に、課長補佐並びに次の専門職員及び係を置く。

- 一 専門職員
- 二 教育支援係
- 三 生活支援係
- 四 寮務係

(課長補佐)

第12条 課長補佐は、次の事務をつかさどる。

- 一 学生課の事務の総括及び連絡調整に関すること。
- 二 教育課程の編成、実施に係る専門的事項に関すること。
- 三 教育システム点検・改善に関すること。
- 四 入学者の選抜に係る専門的事項に関すること。
- 五 他機関との各種協定及び単位互換制度に関すること。
- 六 他機関で実施する学生の企画事業に関すること。
- 七 留学生の受入及び支援に関すること。
- 八 国際学術交流協定校との学生の相互交流に関すること。
- 九 その他学生課の所掌事務のうち、特に重要な事項に関すること。

(専門職員)

第13条 専門職員は、次の事務をつかさどる。

- 一 入学者の選抜に関すること。
- 二 学生の募集に関すること。
- 三 入学志願者確保のための統計調査及び情報分析に関すること。
- 四 入試の広報に関すること。
- 五 入試及び教務の連絡調整に関すること。
- 六 EDGE キャリアセンターに関すること。

(教育支援係)

第14条 教育支援係は、次の事務をつかさどる。

- 一 教育課程の編成、実施に関すること。
- 二 学生の考査、成績に関すること。
- 三 学生の修学支援に関すること。
- 四 学生のインターンシップ、学外研修の事務に関すること。
- 五 学生の学籍等の記録・保管に関すること。
- 六 学生の諸届、諸証明に関すること（他係の所掌に属するものを除く。）。
- 七 教務の会議及び学生の諸行事に関すること。
- 八 非常勤講師に関すること。
- 九 ファカルティ・ディベロップメントに関すること。
- 十 その他学生課の所掌事務で他の係に属しない事項に関すること。

(生活支援係)

第15条 生活支援係は、次の事務をつかさどる。

- 一 厚生補導に関する事。
- 二 課外活動に関する事。
- 三 生活相談に関する事。
- 四 就職支援に関する事。
- 五 就学支援金に関する事。
- 六 奨学金及び経済支援に関する事。
- 七 授業料等の免除、猶予及び分納に関する事。
- 八 日本スポーツ振興センターの事務に関する事。
- 九 学生の旅客運賃割引証に関する事。
- 十 福利厚生に関する事。
- 十一 学生の保健管理に関する事。
- 十二 その他学生の支援に関する事。

(寮務係)

第16条 寮務係は、次の事務をつかさどる。

- 一 学生の入寮及び退寮に関する事。
- 二 寮生の福利厚生に関する事。
- 三 学生寮の防火・防災に関する事。
- 四 学生寮に関する統計諸調査及び報告に関する事。
- 五 寮生の生活支援に関する事。
- 六 寮生の保健管理に関する事。
- 七 学生寮の宿日直に関する事。
- 八 学生寮の管理運営に関する事。
- 九 学生寮の将来計画（適正定員等）の分析に関する事。
- 十 その他寮生の支援に関する事。

附 則

この規程は、平成19年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年8月29日から施行し、平成26年7月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成27年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年10月4日から施行し、令和4年10月1日から適用する。